

〔様式1〕 平成18年度 事務事業評価表					
記入年月日	平成18年4月20日		記入者		連絡先 769-8235
部 名	市民部	課 名	国民健康保険課	課長名	橋本修一
事務事業名	精神・結核医療付加金				
予算上の事務事業名	精神・結核医療付加金				
1 総合計画における位置づけ			施策コード	11520	
基本目標	I「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして				
政策名	第1章 安心して生活できる福祉社会をつくれます				
基本施策名	第5節 社会保険制度の充実に向けて				事業開始年度
施策名	第2施策 国民健康保険制度の充実に向けて				平成7年度 ▼
2 実施根拠及び関連法令・条例等	相模原市国民健康保険条例				
3 個別計画の概要	概要				
計画名					
計画年次		年度～		年度	
4 事業形態の区分	助成(給付・補助・貸付)				▼
5 事業概要	<p>(1) 事業の目的 (何の目的に行うのか、またはもたらしたい成果)</p> <p>精神保健法及び結核予防法の「精神通院医療」や「結核適正医療」等を受ける被保険者の負担を軽減するため給付する。</p> <p>(2) 対象 (誰、何)</p> <p>精神保健法等に規定されている治療を受けるもので、県の認定を受けたもの</p> <p>(3) 平成17年度事業の内容 (活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容 (活動)なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神措置入院及び結核命令入所で、自己負担分が発生する方に対して助成する。 精神通院医療及び結核適正医療の自己負担分 (医療費の5%) を助成する。 				
6 関連・類似事業や他市の状況	障害者自立支援法の施行に伴い、県下19市中17市で廃止。				
7 事業費の推移	〔単位：千円〕				
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業費	31,612	35,410	36,297	31,460	0
一般財源	31,612	35,410	36,297	31,460	0
受益者負担金	0	0	0	0	0
その他の特定財源	0	0	0	0	0
人件費の合計	51	51	51	13	0
事業コスト合計	31,663	35,461	36,348	31,473	0
8 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率					
事業名 (または、主たる事業名)	精神・結核医療付加金			対象名称 と単位	精神・結核医療付加金 件数 (件)
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業コスト(主たる事業)	31,612	35,410	36,297	31,460	0
対象数	34,240	39,230	41,922	34,606	0
単位あたり経費(円)	923	903	866	909	#DIV/0!
前年度比		0.98	0.96	1.05	#DIV/0!

9 活動指標・・・実施した内容（活動）を数値化したもの					
指標名と単位	県の認定者に対する給付率	指標式と指標の説明	給付額(円) / 対象額(円) 対象額に対して全額給付することを原則とするため		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	31,437,788.0	35,270,781.0	36,297,480.0		
目標	31,437,788.0	35,270,781.0	36,297,480.0	0.0	0.0
目標達成度(%)	100.0	100.0	100.0		
10 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	県の認定者に対する給付率	指標式と指標の説明	給付額(円) / 対象額(円) 対象額に対して全額給付することを原則とするため		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	31,437,788.0	35,270,781.0	36,297,480.0		
目標	31,437,788.0	35,270,781.0	36,297,480.0	0.0	0.0
目標達成度(%)	100.0	100.0	100.0		
11 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A:妥当である・B:妥当性に課題がある・C:妥当でない]					
B	<input type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A:有効である・B:有効性を高める余地がある・C:有効でない]					
B	<input type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 [A:効率が良い・B:効率性を高める余地がある・C:効率が悪い]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・これ以上コスト節減の余地がない。			
	<input type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力の導入の可能性 [有・無]					
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が経費の節減に繋がる。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が技術・知識面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方がサービス面で優れている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・民間では実施していない、または市が実施する方が優れている。			
12 総合評価(一次評価)					
(1) 自動判定結果					
★★★★	[★★★★] : 良好な状態を維持する事業				
	[★★★★] : 概ね良好な状況である事業				
	[★★★] : 見直しを行う必要がある事業				
	[★] : 抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業				
(2) 事業所管課の課長による評価(今後の方向性)			(3) 課長の評価に関する説明		
廃止	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		障害者自立支援法が施行されたことに伴い、福祉サービス、公費負担医療等の一元化が図られた。このことにより、精神・結核医療付加金は初期の目的が達成されたため、平成18年7月1日に廃止する。	
	<input type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・廃止			
13 成果の向上及び効率性を高めるための方策			14 課題として認識されたこと		
障害者自立支援法の施行に伴い、精神・結核ともに平成18年7月1日から廃止。					
15 二次評価					
(1) 行政評価会議による評価(今後の方向性)			(2) 二次評価コメント		
廃止	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		事業所管課の課長による評価(今後の方向性)のとおり、廃止とする。	
	<input type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・廃止			